

気候変動にかかる ICJ 勧告的意見の評価

西村 智朗

Nishimura Tomoaki

[要旨]

本稿は、2025年7月23日に国際司法裁判所（ICJ）が付与した「気候変動に関する国家の義務」に関する勧告的意見について、審理に参加した国・機関の意見や裁判官の少数意見を踏まえつつ、その内容と意義を分析するものである。ICJは、気候変動に関する国家の義務を、気候変動関連条約にとどまらず、慣習国際法、人権法、海洋法等を含む国際法の総体に基づき統合的に把握し、相当の注意義務や協力義務の適用を確認した。また、パリ協定における「国が決定する貢献（NDC）」の法的性質や「1.5°C目標」の解釈を明確化し、締約国の裁量が一定の法的制約を受けることを示した。さらに、これらの義務違反が国家責任を生じさせうることを認め、対世的（*erga omnes*）義務の性格も指摘した。本勧告的意見は、気候変動法の体系化に寄与するとともに、国際交渉や国内および国際訴訟における法的基盤を提示するものとして重要な意義を有する。

1 はじめに

2025年7月23日、国際司法裁判所（ICJ）は「気候変動に関する国家の義務」についての勧告的意見⁽¹⁾を発表した。勧告的意見は国際法上の拘束力を持たないが、国連の主要機関のひとつであるICJの司法判断として尊重されている。本意見は、権威ある司法機関が、最も深刻な地球環境問題である気候変動問題について、国際法上の論点と現段階における法的評価を示した点で極めて重要である⁽²⁾。

気候変動問題を司法の場に提起する「気候変動訴訟（Climate Change Litigation）」は、明確な定義を持たないものの、国連環境計画（UNEP）の報告書によれば、「気候変動の緩和と適応または気候変動の科学に関する重要な法的問題あるいは事実問題を提起する訴訟」を指し、「司法機関および準司法機関における実質的な争点がかかわる事件」を含む⁽³⁾。このような気候変動訴訟は、国内訴訟で増加傾向にあるが、パリ協定採択後、国際的なフォーラムでも展開されつつある。厳密な司法機関に限定すれば、米州人権裁判所の2件の勧告的意見⁽⁴⁾、欧州人権裁判所（ECHR）の判決⁽⁵⁾、国際海洋法裁判所（ITLOS）の勧告的意見⁽⁶⁾に続き、今回のICJの勧告的意見が5件目の国際裁判所による判断となる⁽⁷⁾。

本稿では、ICJが勧告的意見を要請された経緯と審理過程を概観し（第2節）、審理過程で提起された争点に着目しつつ本勧告的意見の内容を検討したうえで（第3節）、その評価と影響

について考察する（第4節）。

2 勧告的意見要請の経緯と審理過程

ICJの任務は、国家間の法的紛争を訴訟により解決することと、国連諸機関の要請に応じて勧告的意見を付与することである。後者にあたる本件は、気候変動の悪影響を深刻に被る小島嶼国のひとつであるバヌアツが主導し、最終的に130カ国以上の共同提案に基づき国連総会決議⁽⁸⁾が採択され、ICJへの諮問が行われた。この動きは、南太平洋大学法学部の学生が「太平洋諸島気候変動対策学生連合」を結成し、太平洋諸国に働きかけて2022年の太平洋諸島フォーラム首脳会議での合意を得ることから始まった⁽⁹⁾。市民運動が国際司法手続に結実した点は、1996年の核兵器合法性に関するICJ勧告的意見⁽¹⁰⁾との類似性を見出しうる。

国連総会がICJに要請した諮問の内容は、質問(a)温室効果ガス（GHG）排出から気候系等を保護するための国際法上の国家の義務とは何か、および質問(b)上記義務に基づき気候系等に重大な損害を発生させた場合の法的効果の2点である（1項）。

ICJの審理に際して、書面手続では83カ国および12機関が陳述書を提出し、55カ国8機関からの追加の意見書が寄せられた（17-26項）⁽¹¹⁾。2024年12月に行われた口頭陳述には96カ国11機関が参加した（35項）。その後、4名の裁判官からの質問に62カ国6機関が書面で回答した（36項）⁽¹²⁾。

3 勧告的意見の争点と回答

本節では、書面陳述（追加の意見書を含む）、口頭陳述および裁判官質問への書面回答の記録⁽¹³⁾から主要な国家・機関（国家連合を含む）の意見⁽¹⁴⁾を紹介し、審理中の争点を確認しつつ、ICJが付与した意見を概説する。

(1) 前提問題

ICJは、審理の前提として管轄権と裁量を検討した。本件において、参加した国や機関の大多数がICJの管轄権を否定しなかったが、ICJは、国連憲章第96条およびICJ規程第65条に基づき、要請された問題が「法律問題」であることを確認し、意見表明の管轄権を有すると判断した（38-43項）。また、意見付与は裁量事項とされる（ICJ規程第65条1項）なか、一部の国が進行中の交渉の政治的性質等を理由に慎重論⁽¹⁵⁾を唱えたが、ICJは「既存の法を述べるのであって、立法を行うものではない」⁽¹⁶⁾との従来立場を踏襲し、意見の付与を決定した（44-49項）。

次に、ICJは意見要請の背景と科学的側面について、1972年ストックホルム会議以降の国連による対応を概観したうえで、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書⁽¹⁷⁾を「入手可能な最良の科学的知見」と認定した（74項）。また、質問(a)は、国際法全体を適用範囲とし、物的・領域的・時間的射程をいずれも広く解釈した（98-100項）。質問(b)は、条約および慣習法上の義務違反から生じる国家責任の法的結果を一般的枠組みとして特定するものとされ、個別の国家の具体的な責任の決定は本意見の射程外とされた（101-111項）。

(2) 質問(a)：国家の義務

ICJはまず、質問(a)に適用される法を検討した。すなわち、国家の義務を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、京都議定書、パリ協定からなる「気候変動関連条約」に限定するのか、他の条約や慣習国際法を含めるのかという問題である。ICJは、本問を「国際法の総体に基づく国家義務の特定」と解し、特定の法源や分野に限定されないと判断した（98–100項）。参照される適用法として、(1)国連憲章、(2)気候変動関連条約、(3)国連海洋法条約（UNCLOS）、(4)オゾン層保護関連条約（ウィーン条約およびモントリオール議定書）・生物多様性条約・砂漠化対処条約等の環境条約、(5)慣習国際法上の重大な環境損害を防止する義務（以下、環境損害防止義務）および協力義務、(6)主要人権条約、(7)持続可能な開発・共通に有しているが差異のある責任および各国の能力（CBDR-RC）・衡平・予防的アプローチ／原則等の一般原則を列挙した（113–161項）。そのなかで、産油国等が主張した「気候変動関連条約は他の国際法規則の適用を排除する特別法（*lex specialis*）を構成する」との見解⁽¹⁸⁾については、条約締約国がそのような意図を有していたとは特定できないとして退け、条約上の義務と慣習国際法上の義務は相互補完的な関係にあると判示した（162–171項）。

気候変動関連条約については、UNFCCC第3条の指導原則が各条約の解釈を導く役割を果たすとし、3条約の相互関係については後法優先（*lex posterior*）原則の適用を主張する見解⁽¹⁹⁾を否定し、補完的関係にあることを確認した（187–195項）。UNFCCCについては、全締約国が緩和・適応・協力義務を負い、附属書I国には排出削減政策の作成・報告義務が、附属書II国には資金支援義務が課せられ、これらの不履行は国家責任を生じさせうるとした（202–218項）。

パリ協定については、「気候変動問題に対処する最新の法的拘束力を有する普遍的文書」と位置付け（223項）、各国の義務を詳細に検討した。国が決定する貢献（NDC）の法的性質については、途上国がNDC関連義務を「拘束力ある緩和義務」の一部と解し、高度な相当の注意（*due diligence*）基準と1.5°C目標への整合を要求した⁽²⁰⁾。先進国の多くは、NDCの「作成・通報・維持」は拘束力ある義務であるが、その達成は行為の義務にとどまり、未達成が直ちに違法とはならないと主張した⁽²¹⁾。産油国はNDCを政治的コミットメントに近いものと理解し、その達成を法的義務と解することに慎重な立場をとった⁽²²⁾。この点に関連して、口頭陳述終了後、第4条の義務の性質および条約の「趣旨および目的」の意義に関する Tladi 裁判官の質問に対して、協定第4条2項は、手続的な結果の義務と行為の義務の結合であるとする多数の国の見解⁽²³⁾を支持し、第4条2項第1文の「NDCを作成し、通報し、維持する」義務は、手続的な結果の義務であり（235–236項）、他方で、第2文の国内緩和措置の義務は、行為の義務であることを確認した（250–251項）。加えて、UNFCCC第26回締約国会議（COP）／パリ協定第3回締約国会合（CMA）におけるグラスゴー気候合意⁽²⁴⁾の「1.5°C目標」を条約法条約第31条3項(a)の「後にされた合意」として協定解釈の基盤とし（224項）、第4条3項の「最高の野心（*highest possible ambition*）」の基準は形式的履行では不十分であり、締約国の裁量は限定的であるとした（245–246項）。ICJはさらに、適応義務（第7条）および技術移転・資金援助・能力構築にかかる協力義務（第9–11条）も法的義務として認定した（255–267項）。

気候変動に関する慣習国際法上の義務について、ICJは環境損害防止義務と協力義務を認定した。環境損害防止義務については、いわゆる越境損害への適用に異論はないものの、気候変動を含むグローバルな環境問題への適用には消極的な意見⁽²⁵⁾があったが、ICJは先例⁽²⁶⁾を引用し、グローバルな環境問題にも適用されることを確認した(134項)。損害を防止すべき「重大性」については、IPCCの科学的知見に基づきGHGの累積的蓄積が気候系に「重大な損害」を及ぼすとし、損害の拡散的・多面的性質は防止義務の適用を妨げるものではないと判示した(273-279項)。「相当の注意」基準については、適切な国内措置、科学技術情報の活用、予防アプローチの適用、環境影響評価の実施、通報・協議義務等を要素として列挙し、個別・総合的評価により行為基準が特定されると結論付けた(280-300項)。協力義務については慣習法上確立された規則であり(140項)、CBDR-RCにより各国の履行の様子は異なるものの国家の裁量は相当の注意義務によって制限されると判示した(302-308項)。

その他の環境条約については、オゾン層保護関連条約・生物多様性条約・砂漠化対処条約がいずれも気候変動関連条約と相互補完的な義務体系を構成すると結論付けた(319-335項)。海洋法に基づく義務については、ITLOS勧告的意見を積極的に援用し、人為的GHG排出が海洋汚染に該当するとして(340項)、UNCLOS第192・194条に基づく海洋環境保護義務が気候変動にも及ぶことを確認した(342-349項)。また、国家成立後に領土の一部が消失したとしても必ずしも国家性の喪失を意味しないと判示した(363項)。

国際人権法については、自由権規約・社会権規約のほか女性・子ども・少数民族の権利に関する諸条約にも言及し、気候変動が生命・健康・居住等の人権の享有を直接脅かすことを確認した(372-386項)。「清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利」については、慣習国際法上の地位をめぐる各国の意見が対立したが⁽²⁷⁾、国際法上他の基本的人権の享受に不可欠であると結論付けた(393項)。さらに人権条約の域外適用を認め、国家は自国活動の越境的影響に対しても注意義務を負うとした(394-402項)。

(3) 質問(b)：違法行為の法的効果

ICJは、気候変動関連条約が国家責任の一般規則を排除する特別法を構成するとの主張⁽²⁸⁾を退け、パリ協定の実施・遵守委員会(第15条)は透明性・非敵対的・非懲罰的性格を有していることから国家責任を決定する権限を持たないこと、紛争解決条項(UNFCCC第14条、パリ協定第24条)も国家責任の一般規則からの逸脱を意図するものではないことを確認したうえで(416-417項)、慣習国際法上の国家責任法規則が適用されると判断した(420項)。これは、複数の小島嶼国が気候変動関連条約批准時に国家責任の権利を留保する宣言を付していた事実⁽²⁹⁾によっても裏付けられるとされた⁽³⁰⁾。

帰属については、気候変動問題の複合的・累積的性質から特定の損害を帰属させることが困難であるという主張⁽³¹⁾も提示された。ICJはこのことを否定しなかったが、GHG排出自体ではなく、気候系の保護義務違反が違法行為を構成することを明示し、GHG排出から気候系を保護するための適切な措置をとらない場合(化石燃料の生産・消費・探査許可の付与・補助金の供与を含む)、その国に帰属する国際違法行為を構成しうると指摘した(427項)。加えて、私人の活動に対する規制上の相当の注意義務の不履行も国家責任を生じさせうると判示した

(428項)。また複数国家が関与し累積的影響がある場合でも、各国の寄与の割合は科学的に特定可能であり、被害国は個別に各責任国の責任を追及できると判示した(429-432項)。

因果関係については、責任認定自体の要件ではなく賠償決定の段階で問題となるとしたうえで(433項)、因果関係の立証が不可能とする主張⁽³²⁾と因果関係は推定可能とする主張⁽³³⁾のいずれも退け、「十分に直接的かつ確実な因果的連関」という既存の法的基準が適用されると確認した(435-436項)。因果関係の認定は、気候事象と人為的気候変動の関連および特定国家への損害帰属という2段階から構成されるとした(437項)。

国際社会全体に対して負う義務である対世的(*erga omnes*)義務について、ICJは、気候系などの地球環境共有財を保護する慣習国際法上の環境損害防止義務が対世的義務であると判示した(440項)。また、UNFCCCおよびパリ協定に基づく義務は締約国間対世的(*erga omnes partes*)義務であり、全締約国が他国の義務違反の責任を追及できるが、被害国以外の締約国は違法行為の停止・再発防止保証のみ請求可能で賠償は請求できないとした(442-443項)。

国際違法行為から生じる法的効果として、ICJは国家責任条文に基づく以下の帰結を示した。第1に、義務の継続的履行義務として、違反した義務は消滅せず引き続き履行が求められ、不適切なNDCを設定した国に対し権限ある裁判所が義務に適合するNDCの採択を命じうるとした(446項)。第2に、継続中の違法行為の停止・再発防止の保証として、GHG排出削減のための利用可能なあらゆる手段の実施が含まれるとした(447-448項)。第3に、完全な賠償(原状回復・金銭賠償・満足)については因果関係の立証が前提とされ(449項)、損害範囲が不確実な場合には衡平を考慮した総額方式(global sum)の補償も認められ、裁判所による違法性の公式確認も満足の一形態とされた(451-455項)。

(4) 主 文

ICJは、質問(a)について、気候変動関連条約・慣習国際法・その他の環境条約・UNCLOS・国際人権法に基づく各義務をすべて全会一致で確認した。質問(b)については、これらの義務違反が国家責任を生じさせ、停止・再発防止保証・完全賠償の義務を伴うことを全会一致で認定した(457項)。

なお、11名の裁判官が6つの個別意見と6つの宣言(2つの共同宣言を含む)を付している。

4 勧告的意見の評価と影響

(1) 勧告的意見の評価

第1に、本勧告的意見は、気候変動関連条約の「自己完結型レジーム」としての理解を明確に退け、条約・慣習国際法・一般原則を相互補完的かつ目的論的に読み解く解釈手法を採用した点で重要である。条約法条約第31条3項(c)に基づく「体系的統合(systemic integration)」を積極的に展開し、UNFCCC前文やCOP/CMAの関連決定が他の国際法規則や原則への参照を含むことを根拠に、各法規範の相互補完的適用というアプローチを採用したと評価できる⁽³⁴⁾。これは、国連総会決議の諮問自体が気候変動関連条約のほかにも多様な国際法規範を列挙していたことや、参加国の大多数が他の規則の適用排除を否定する主張⁽³⁵⁾をしていたことも一因として挙げられる。

第2に、パリ協定に関して、ICJはこれを「最新の法的拘束力を有する普遍的文書」(223項)と位置付けるとともに、気温目標およびNDC関連義務の法的性質をいっそう明確化した。とりわけ、グラスゴー気候合意の「1.5°C目標」を条約法条約第31条3項(a)の「後にされた合意」として位置付け、協定第2条の解釈の基盤とした点は、同目標を単なる努力目標から、条約解釈を通じた規範的基準へと転化させる効果を有する。また、第4条2項を手続的な結果の義務と行為の義務の結合として理解する各国・機関の多数説に依拠しつつ、ICJは「最高の野心」を実質的基準として把握し、締約国の裁量は、相当の注意義務を基準として審査されることを明らかにした点において、条約義務の具体的内容と拘束性を、従前よりも明確に提示している⁽³⁶⁾。

第3に、本勧告的意見は、慣習国際法上の環境損害防止義務および協力義務が気候変動にも適用される一般義務であることを再確認するとともに、その内容を高度な相当の注意義務として構成した(132-140項、295-300項)。環境影響評価や通報・協議義務といった越境汚染事案において確立された要素を、累積性・長期性および科学的不確実性を特徴とする気候変動の状況に適用した点は、相当の注意義務の内容および適用範囲をいっそう具体化するものと評価できる。ただし、義務の発生には「重大な損害の現実的リスク」を要件とし、その判断が個別事案における具体的事実評価に依拠するとした点において、抽象的原則の一般化と具体的適用の困難性との間に内在的な緊張関係が残されている。とりわけ、気候変動に伴う移住・避難の文脈においては、定量化および属性確認の困難性が人権保護の実効性に直結するため、今後の判例および学説の蓄積を通じたさらなる具体化が求められる⁽³⁷⁾。

第4に、本勧告的意見は小島嶼国の窮状に対し、国家性の継続や海面上昇への対応に関する明確な法的指針を示した。2024年のITLOS勧告的意見を積極的に援用してGHG排出が「海洋汚染」に該当することを確認したうえで、UNCLOS第192・194条の海洋環境保護義務が気候変動による海面上昇等にも及ぶと判示し、海洋法と気候変動に関する法との関係をいっそう明確化した。国家成立後に物理的領土が消失したとしても直ちに国家としての地位が消滅するわけではないとして国連国際法委員会(ILC)海面上昇作業グループ最終報告書⁽³⁸⁾を根拠に国家の継続性を強調した点は、小島嶼国の存続に一定の法的根拠を与えるものである。他方、海洋空間の権利帰属等の詳細な法的設計は将来の立法や実務に委ねられている。

第5に、人権法との連関について、ICJは、気候変動が生命、健康および居住等の人権の享有を直接脅かすことを認定した。「清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利」については、ICJがその慣習国際法としての性格について明示的判断を回避しつつも、国際法上の権利として広く承認されつつあると評価した点において、環境権の規範的発展に向けた重要な契機を示している⁽³⁹⁾。

第6に、国家責任法の適用について、ICJは、気候変動関連条約が一般規則を排除する特別法を構成するとの主張を退け、慣習国際法としてのILC国家責任条文の適用可能性を明言した。すなわち、パリ協定の実施・遵守委員会が非敵対的かつ非懲罰的な性格を有し、違法性の認定権限を有しないこと、またUNFCCCおよびパリ協定の紛争解決条項も国家責任一般規則からの逸脱を意図するものではないことを確認した。さらに、複数の小島嶼国による気候

変動関連条約への参加時の宣言を、一般国際法に基づく国家責任の追及権を維持する意思の表明として評価した点は、条約レジームと一般国際法との「二層構造」を整理する機能を有する。とりわけ、GHG排出から気候系を保護するための適切な措置をとらない国家の不作為が国際違法行為を構成しうると判示したこと（427項）は、気候変動訴訟の実務における法的根拠として実質的な意義を有する。もっとも、集合的・累積的なGHG排出を原因とする損害について、個別国家の責任追及が「理論上成立しうる」とする一般的枠組みを提示しつつも、因果関係および帰属の具体的立証に伴う科学的・証拠法的な困難性については、Nolte裁判官が個別意見で指摘する水準に比して十分な検討が尽くされているとはいえず、本勧告的意見の限界の一端を示すものと言わざるをえない。

最後に、対世的義務および強行規範との関係について、ICJは環境損害防止義務を対世的義務として認定するとともに、UNFCCCおよびパリ協定に基づく義務を締約国間対世的義務として構成した。これにより、被害国以外の締約国も違法行為の停止および再発防止の保証を請求しうることが明示され、将来の国家間訴訟における請求の主体および法的根拠の整理に資する理論的基盤が示された。他方、米州人権裁判所が一定の環境損害に強行規範性を認めうるとの含意を示した⁽⁴⁰⁾のに対し、本勧告的意見は慎重な立場を維持し、気候変動関連義務を対世的義務の次元にとどめた。この点は、強行規範論の過度な拡張を抑制しつつ、国際法秩序全体の制度的安定性に配慮したものと解されるが、将来的に重要な環境保護義務が強行規範として発展しうる余地も残されているとの評価もみられる⁽⁴¹⁾。

(2) 今後の影響

本勧告的意見は、COP交渉をはじめとする気候レジームの政策過程に対して、パリ協定の解釈における法的基準を提供するものとして評価される。1.5°C目標の法的意義、NDCの法的性質、資金・技術・能力構築に関する義務の確認は、パリ協定に基づく世界全体の実施状況の検討（global stocktake）や損失および被害（loss and damage）の議論において、気候変動の悪影響を受ける国々が自らの主張の根拠として援用することが想定される。もとより、勧告的意見の拘束力の欠如を理由に慎重な立場がとられる可能性も残されているが、実際の交渉への影響は、ほかの国際司法機関の判断や国内裁判所の判決との「累積的効果」を通じて顕在化すると考えられる。

市民社会および国内裁判所への影響も重要である。本諮問要請の起点が南太平洋の大学生による運動であったことは、司法フォーラムへのアクセスが市民運動の戦略として再評価される契機となりうる。また、気候変動問題を環境問題にとどまらず人権問題として位置付ける本勧告的意見は、国内訴訟における憲法上の環境権・生存権・人格権との接合を促すものと考えられる。増加しつつある気候変動訴訟の潮流を踏まえると、本勧告的意見は、国内裁判所がパリ協定や慣習法上の相当の注意義務を解釈する際の基準として活用される可能性が高い。また、国家責任法の適用可能性の明確化により、気候変動に関する国家間訴訟の可能性が理論的に高まった点も注目に値する。もっとも、帰属や因果関係に関する実務上の困難の克服および遵守手続と国家責任法との制度的関係の明確化については、なお検討の余地が残されている。

5 おわりに

本勧告的意見は、気候変動関連条約・慣習国際法・人権法・海洋法など多元的な規範群を統合し、「気候変動法」の全体像を描き出した点において、国際環境法の体系化に向けた一步を示した。他方で、ICJ 自身が指摘するように、国連総会が提起した問題は「法的問題を超える」政治・経済・社会的課題を含むものであり、司法機関の役割には一定の限界が存在する(456項) ことにも留意する必要がある。かかる限界を踏まえつつも、生物多様性喪失・プラスチック汚染・砂漠化など、ほかの地球環境問題において本勧告的意見で採用された包括的・統合的アプローチがどこまで応用可能であるかが、国際環境法における重要な検討課題となる。また、今回の勧告的意見では検討の対象とはならなかった国際経済法(通商・投資法を含む)と気候変動法との連関も検討する必要がある。今後は、本勧告的意見が示した法的枠組みを、国内裁判所・国際司法機関・交渉フォーラムおよび市民社会がいかに具体化し、気候危機への対処を含む地球環境ガバナンスの実効的な法的基盤へと発展させうるかが問われることになる⁽⁴²⁾。

- (1) *Obligations of States in respect of Climate Change*, <https://www.icj-cij.org/case/187>. 本論文中では、原文または要約の日本語訳について(x項)の形で出典を示す。
- (2) 本勧告的意見の評釈および詳細については、高村ゆかり「気候再生のために(第37回)気候を保護する国家の義務——ICJ 勧告的意見が示す到達点」『世界』998号(2025年)187–190ページ、堀口健夫「気候変動に関する国家の義務についての国際司法裁判所の勧告的意見」『NBL』1304号(2025年)34–37ページ、西村智朗「国際司法裁判所『気候変動に関する国家の義務』勧告的意見の概要とその検討」『有斐閣 Online ジャーナル』(2025年)。
- (3) United Nations Environment Programme, *Climate Change in the Courtroom -Trends, Impacts and Emerging Lessons*, 2025, p. 1.
- (4) *Request for an Advisory Opinion from the Inter-American Court of Human Rights Concerning the Interpretation of Article 1 (1), 4 (1) and 5 (1) of the American Convention on Human Rights*, Inter-American Court of Human Rights, Advisory Opinion OC-23/17 of November 15, 2017, and *Request for an Advisory Opinion on the Scope of the State Obligations for responding to the Climate Emergency*, Inter-American Court of Human Rights, Advisory Opinion OC-32/25 of 29 May 2025, Series A No. 32.
- (5) *Verein KlimaSeniorinnen Schweiz and Others v. Switzerland*, Grand Chamber, European Court of Human Rights, judgment of 9 April 2024, application No. 53600/20.
- (6) *Request for Advisory Opinion submitted by the Commission of Small Island States on Climate Change and International Law*, Advisory Opinion, Case No. 31.
- (7) 本勧告的意見が発表される直前の2025年5月にアフリカ人権裁判所に勧告的意見が要請されている。See, <https://www.african-court.org/cpmt/details-advisory/0012025>.
- (8) A/RES/77/276, 4 April 2023.
- (9) Pacific Islands Students Fighting Climate Change. See, <https://www.pisfcc.org/>.
- (10) *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996 (I). NHK 広島核平和プロジェクト『核兵器裁判』(NHK 出版、1997年)。
- (11) 北欧5カ国は共同で書面陳述を提出しているので実際の国家の書面陳述の提出件数は表記より4件少ない。なお、本件では口頭陳述を含めて国際自然保護連合(IUCN)が審理に参加している。

- (12) ベネズエラとメラネシア・スピアヘッド・グループは共同で提出しているため、合計の提出件数は67件である。
- (13) 以下、陳述書 (Written Statement) を WS、追加の意見書 (Written Comment) を WC、質問の書面回答書 (Written Reply) を WR と略して記載する。公聴会での口頭陳述の議事録 (Verbatim Record/Compte Rendu) は、国または機関名の後に文書番号 (CR2024/35 等) で記載する。See, *supra* note 1. 木村ひとみ「気候変動に関する国家の義務をめぐる国際司法裁判所 (ICJ) 勧告的意見 (1) (2) —— 公聴会の意見陳述・書面陳述書・コメントの概要と分析」『国際商事法務』53巻5号 (2025年) 622-626ページ、6号 (2025年) 750-754ページ。
- (14) 中国、米国、インド、ロシア、日本、ブラジル、バヌアツ、サウジアラビア、欧州連合 (EU)、気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会 (COSIS)、アフリカ連合、石油輸出国機構 (OPEC)、IUCN。ただし、米国は、パリ協定脱退宣言前 (2025年1月) の意見であることに留意する必要がある。
- (15) サウジアラビア WS 3.5, 3.10-17 項、CR2024/36 25 ページ、9 項。
- (16) *Supra* note 10, p. 237, para. 18.
- (17) For example, IPCC, Climate Change 2023: Synthesis Report, Contribution of Working Groups I, II and III to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change, 2023.
- (18) サウジアラビア WS 1.7, 1.9 項。
- (19) カナダ WS 22 項、米国 WS 3.3 項。
- (20) バヌアツ WS 200-201 項、ブラジル WS 48 項。
- (21) EU WC 9 項、日本 WC 58-59 項、米国 WS 3.16-3.18, 3.39-3.41 項。
- (22) OPEC WS 66-70 項。
- (23) EU WR 6-8 ページ、COSIS WR 13-16 項。
- (24) Decision 1/CMA.3, Glasgow Climate Pact, 13 Nov. 2021, UN doc. FCCC/PA/CMA/2021/10/Add.1, p. 4, para. 21.
- (25) 中国 WS 127 項、インド WS 17 項、米国 CR2024/40 44-46 ページ、22-29 項。
- (26) *Supra* note 10, pp. 241-242, para. 29.
- (27) 例えば、Aurescu 裁判官の質問に対する回答の中で、アフリカ連合 (WR 48 項)、COSIS (WR 20 項) は、慣習国際法の存在を断言し、EU (WR 8 ページ) は慣習国際法の規範として出現しつつあると述べたが、ロシア (WR 4 ページ) や中国 (WR 15-16 項) は、慣習国際法化を否定した。
- (28) 中国 (WS 132-133 項) は、原則として適用不可能と主張し、米国 (CR2024/40 48-50 ページ、37-41, 48 項)、日本 (WS 39-45 項)、ロシア (WR 16-21 項) は、国家責任法の適用を理論上否定しないものの、実務上の適用は困難と主張した。
- (29) 例えば、パリ協定批准時にナウルは、①協定の批准は、気候変動の悪影響に対する国家責任に関する国際法上の権利を放棄するものではない、②協定のいかなる条項も、一般国際法の原則から逸脱していると解釈することはできない等を表明する宣言を行っている。See, United Nations Treaty Collections: CHAPTER XXVII ENVIRONMENT 7.d Paris Agreement, https://treaties.un.org/pages/viewdetails.aspx?src=treaty&mtdsg_no=xxvii-7-d&chapter=27&clang=_en.
- (30) この点に関連して、同宣言の意義に関する Charlesworth 裁判官の質問について、小島嶼国だけでなく、EU もこれら宣言は「UNFCCC およびパリ協定は一般国際法と整合的に解釈され、国家責任法を不適用にするものではない」という理解を裏付けると述べている。EU WR 13 ページ。
- (31) 中国 CR2024/38 37 ページ、50 項。ロシア CR2024/40 64 ページ、87 項。OPEC WS 118 項。
- (32) ロシア WS 61-65 項、サウジアラビア WC 1.4-1.5, 5.2-5.4 項、中国 CR2024/38 37 ページ、47 項。
- (33) アフリカ連合 WS 61 項、COSIS WC 26-27 項。
- (34) Armando Rocha and Maria Antonia Tigre, “Finding the ‘Rosetta Stone’? Concluding Remarks on the Role of Advisory Opinions in International Law in the Context of the Climate Crisis,” in Maria Antonia Tigre and

Armando Rocha ed., *The Role of Advisory Opinions International Law in the Context of the Climate Crisis*, Brill, 2025, pp. 329–331.

- (35) もっとも、日本「他の条約や慣習法は、解釈上の背景や規範枠組として考慮されるが直接の適用法ではない」(WS 10–11 項) やロシア「慣習国際法を除いて、他の多数国間条約から独自の義務は導かれない」(CR2024/40、52–53 ページ、8–10 項) など、気候変動関連条約以外の適用法の積極的な援用に慎重な立場をとる国も存在する。
- (36) Caroline E. Foster, “The 2025 International Court of Justice Advisory Opinion on Obligations of States in respect of Climate Change,” *International & Comparative Law Quarterly*, Vol. 74, 2025, pp. 777–778.
- (37) Jane McAdam, “Displacement in the ICJ’s Advisory Opinion on Climate Change,” *Environmental Policy and Law*, Vol. 56, No. 1–2, 2025, pp. 39–46.
- (38) ILC Final report of the Study Group on sea-level rise in relation to international law, A/80/10, Annex I, paras. 37–38.
- (39) Nicholas A. Robinson, “Legal Imperatives to Survive the Climate Crisis: Forethoughts on the ICJ Advisory Opinion,” *Environmental Policy and Law*, Vol. 55, No. 6, 2025, pp. 182–183.
- (40) *Supra* note 4, *Advisory Opinion OC-32/25*, paras. 287–294.
- (41) *Supra* note 36, pp. 805–809.
- (42) Maria Antonia Tigre, Maxim Bonnemann & Antonie De Spiegeleir, “The ICJ’s Advisory Opinion on Climate Change: An Introduction,” in Maria Antonia Tigre et al. ed., *The ICJ’s Advisory Opinion on Climate Change*, *Verfassungsbücher*, 2025, pp. 31–33.

※本稿内の URL の最終確認日は、すべて 2026 年 3 月 23 日である。